

回答書

(鳥獣被害防止対策に係る人材育成業務委託)

■ 質問に対する回答

Q 1 ・すべての研修は、1回あたり最低2時間以上とありますが、2時間を1単位として考えてよいのでしょうか。つまり、同一の日に、第1回研修を午前（2～3時間）に実施、第2回の研修を午後（2～3時間）に実施、としてもよいのでしょうか。

A 1 ・すべての研修は、1回あたり最低2時間以上としており、2時間を1単位として考えていただいて結構です。
・②集落ぐるみ研修については、霧島市及び大島郡大和村で各4回の開催としております。集落ぐるみ研修は地域住民を対象としていることから、同日（午前、午後）での複数開催は想定しておりません。

Q 2 ・②集落ぐるみ研修と③フォローアップ研修は、指定された市または村で複数回の研修を実施することとなっていますが、同一の地区や集落を対象に、異なる内容を4回または2回実施する、という理解でよいのでしょうか。

A 2 ・②集落ぐるみ研修については、霧島市及び大島郡大和村で各4回の開催としており、連動性のある異なる内容（例：集落点検、改善指導、侵入防止柵設置実習等）を各4回実施することとしています。
・③フォローアップ研修については、いちき串木野市、垂水市で各1回の開催としており、前年度（集落ぐるみ研修）の振り返りを実施することとしています。

Q 3 ・講師はより専門性を深めるために社内外混合の体制を検討しています。規定に反していませんか。

A 3 ・受託者がメイン講師となり、講義内容に応じてサブ講師を社外講師で構成するのであれば、問題ないと考えます。ただし、業務委託契約書には、再委託の禁止の条項を設けることとしています。（事前に県の承諾が必要）

Q 4 ・集落ぐるみ研修で使用する航空写真や地図データは鹿児島県から提供していただけますか。

A 4 ・受託者の要望に応じて、県から提供することは可能です。

Q 5 ・ 侵入防止柵設置実習で使用する資材費も見積書に計上する認識で合っていますか。また、使用する資材に過不足がないよう想定される実習の際の長さは決まっていたら、お知らせください。

A 5 ・ 集落ぐるみ研修での実施を検討されている侵入防止柵設置実習の資材費は受託者の負担となります。なお、実習の際の長さは特段決まっておりません。企画提案の範囲で計上してください。

Q 6 ・ 仕様書(5)研修の準備 ②事前作業についてですが、受講者募集活動については受託者の業務範囲には含まれないとの認識ですが、相違ないでしょうか。

A 6 ・ 仕様書4の(5)にあるとおり、受託者が作成した実施要領に基づいて、県が参加案内を行います。参加申込先は受託者とし、参加者の取りまとめ及び参加者との連絡調整は受託者の業務となります。

鹿児島県農政部農村振興課中山間・鳥獣害対策係

TEL : 099-286-3114 (直通) FAX : 099-286-5589

E-mail : nouson-tyuusan@pref.kagoshima.lg.jp